平成２８年（フ）第２３０号
堺市堺区協和町２丁87番地　西団地19号館106号
債務者　基本、放置！こと　柴田　順子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
堺市西区草部1009番地　７棟202号
債務者　岩永　敏幸
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
堺市堺区新在家町西２丁１番15号
債務者　中瀬古　剛
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
堺市北区新金岡町５丁３番527号　新金岡マンション305号、前住所堺市北区野遠町301番地５
債務者　黒木　新一
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８０号
大阪府松原市一津屋４丁目２番５―409号、前住所大阪府松原市一津屋１丁目19番10号
債務者　鳥谷　廣助
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８７号
堺市堺区新町１番26―208号
債務者　松薗　哲郎
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８８号
大阪府羽曳野市野々上５丁目11番３号
債務者　藤本　昭代
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
堺市堺区神南辺町２丁76番地１　メゾンドール堺305号
債務者　金城　貴子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３０６号
大阪府富田林市若松町２丁目１番17号
債務者　辻本　保裕
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３０８号
堺市堺区中三国ヶ丘町６丁２番19号
債務者　酒井　英子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３４８号
大阪府高石市高師浜１丁目24番14―102号、前住所堺市南区若松台２丁３番15―107号
債務者　泉原まどか（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
堺市美原区真福寺126番地15
債務者　大戸　弥生
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７５１号
大阪市北区天神橋４丁目７番31号明日香マンション502号室
債務者　原　みゆき
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４４号
大阪府東大阪市西堤西３番14号　レオパレスラピスラズリ高井田305号
債務者　大城　里香
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４０４号
大阪市天王寺区筆ケ崎町５番53―1319号
債務者　伊藤　磨紀
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２９号
大阪府八尾市佐堂町１丁目３番２―501号、前住所大阪市天王寺区逢阪２丁目１番15号ノアーズアーク逢阪702号
債務者　松谷　賢治
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８３０号
大阪府八尾市佐堂町１丁目３番２―501号、前住所大阪市天王寺区逢阪２丁目１番15号ノアーズアーク逢阪702号
債務者　松谷　香月
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８８７号
大阪市鶴見区今津中１丁目６番12―233号
債務者　酒井　和子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部